

3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	そ の 他 非 課 税 分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	3,167,213	475,082	59,455	47,425,524	50,652,192	475,082
社	債	1,770,586	265,588	3,175	28,128,147	29,901,908	265,588
預貯金	銀 行 預 金	51,308,126	7,696,219	1,131,889	6,166,923	58,606,938	7,696,219
	銀行以外の金融機関の預金	33,186,726	4,978,009	2,906,008	11,789,304	47,882,038	4,978,009
	勤 務 先 預 金	2,629,380	394,407	910	-	2,630,290	394,407
合同運用信託の収益の分配		451,680	67,752	27,932	10,166	489,778	67,752
公社債投資信託の収益の分配等		239,886	35,983	-	2,482	242,368	35,983
小 計		92,753,597	13,913,040	4,129,369	93,522,546	190,405,512	13,913,040
定期積金の給付補てん金等		1,333,793	200,069	-	33,270	1,367,063	200,069
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		3,164,146	602,266	5,345	-	3,169,491	602,266
割引債の償還差益		-	-	-	-	-	-
計		97,251,536	14,715,375	4,134,714	93,555,816	194,942,066	14,715,375

調査対象等：平成22年2月から平成23年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息、 特定投資法人の投資口の配当等	143,362,653	28,404,483	20,581,492	31,205,603	2,237,501	195,149,748	30,641,984
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定受益証券発行信託の収益の分配	1	-	2,038,903	973,080	64,748	3,011,984	64,748
源泉徴収選択口座内配当等	-	-	-	29,987,234	2,092,015	29,987,234	2,092,015
計	143,362,654	28,404,483	22,620,395	62,165,917	4,394,264	228,148,966	32,798,747

調査対象等：平成22年2月から平成23年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	千円 16,858,985	千円 1,180,129

調査対象等： 平成22年2月から平成23年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	1,513,642,213	50,094,662	9,214,594,214	269,682,500	10,728,236,427	319,777,162
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	5,968,670	54,227	64,684,738	1,072,551	70,653,408	1,126,778
	計	1,519,610,883	50,148,889	9,279,278,952	270,755,051	10,798,889,835	320,903,940
退 職 所 得		145,293,960	2,138,578	175,825,654	6,271,885	321,119,614	8,410,463
災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の		-	-	-	11,111	-	11,111

調査対象等： 給与等の支払者から平成23年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成22年2月から平成23年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公庫、事業団、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	15,100,348	1,787,846
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	73,105,351	8,664,033
	診療報酬	110,395,383	9,636,273
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	80,866,912	5,354,933
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	3,684,588	388,986
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	16,881,970	1,010,001
	契約金・賞金	3,348,662	259,133
	小 計	303,383,214	27,101,205
法第203条の2該当（公的年金等）		36,071,110	1,047,448
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		215,312,926	895,414
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）		3,279	28
計		554,770,529	29,044,095
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成23年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成22年2月から平成23年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	47,629	7,094
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託 (公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)及び 特定受益証券発行信託の収益の分配	7,636,039	392,492
匿名組合契約に基づく利益の分配	25	5
給 与 ・ 賞 与 等	1,353,208	246,494
退 職 手 当 等	45,137	7,002
人 的 役 務 の 報 酬	20,361	2,060
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又はその譲渡による対価	916,974	100,165
著作権の使用料又はその譲渡による対価	148,374	20,655
貸 付 金 の 利 子	1,139,459	122,725
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、 船舶の貸付による所得	275,735	36,951
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	120,070	12,007
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	633,668	124,457
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	72	14
賞 金	30	6
合 計	12,336,781	1,072,128

調査対象等：平成22年2月から平成23年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得
についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。